

平成 19 年 4 月 22 日制定

## 日本地域学会学会賞の呼称等に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）会則（以下、会則）第 4 条第六号の規定に基づき、本学会学会賞（奨励賞・論文賞・功績賞）に関する規程に定める奨励賞、論文賞および功績賞、本学会著作賞に関する規程に定める著作賞ならびに本学会学位論文賞規程に定める修士論文賞および博士論文賞等（以下、学会賞）の呼称を定めるための手続き等について定める。

### (故人名を冠する学会賞)

第 2 条 本学会は、すでに故人となった本学会元会員の本学会における業績あるいは貢献を顕彰し、当該個人に敬意を表わすことを目的として、学会賞の一つを当該故人の氏名（以下、故人名）を冠して呼称し、授賞することができる。

### (手続き)

第 3 条 前条の規定に基づき、本学会学会賞の一つに故人名を冠して呼称し、授賞する場合には、本学会理事会（以下、理事会）は「当該学会賞の呼称（〇〇賞）を定める規程」（〇〇は当該故人名）等を本学会総会に発議し、その制定につき承認を得る。

2. 前項の場合において、理事会は、会則第 20 条第六号に定める学会賞選考委員会に対して前条に規定する業績あるいは貢献の精査等を付託することができる。

### (呼称による授賞期限)

第 4 条 第 2 条の規定に基づいて学会賞の一つに故人名を冠して呼称し、授賞する場合には、原則として、その呼称を用いて当該学会賞を授賞する期限（以下、呼称による授賞期限）を定める。

2. 前項の規定にかかわらず、当該呼称による授賞期限は延長することができる。

### (親族等の同意)

第 5 条 理事会は、第 3 条第 1 項に規定する発議に先立ち、当該故人の配偶者または近親の親族もしくはこれに代わり得る者または機関が生存もしくは存在する場合には、その同意を得なければならない。

### (改正)

第 6 条 この規程は、理事会の議決を経て改正することができる。

### 附則

この規程は、制定と同時に施行する。